2　商標法第二十一条第一項の規定により更新登録の申請をする場合には、同項に規定する期間内に様式第八の二により作成した回復理由書を提出しなければならない。

3　前項の回復理由書を提出する場合には、商標法第二十一条第一項に規定する正当な理由があることを証明する書面を添付しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4　第一項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容（当該回復理由書に係る事件の表示を除く。）が同一の場合に限り、一の書面ですることができる。

第十六条第一項中「補正のうち、様式第二」の下に「から様式第八まで、様式第九」を加え、「第二十二条第八項」を「第二十二条第六項」に改める。

第十九条第一項中「、第十三号」を削る。

第二十条中第二項を第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2　商標法附則第三条第三項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定により書換登録の申請をする場合には、同項に規定する期間内に様式第八の二により作成した回復理由書を提出しなければならない。

3　前項の回復理由書を提出する場合には、商標法附則第三条第三項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）に規定する正当な理由があることを証明する書面を添付しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4　第二項の回復理由書の提出は、二以上の事件に係る回復理由書について、当該書面の内容（当該回復理由書に係る事件の表示を除く。）が同一の場合に限り、一の書面ですることができる。

第二十二条第一項中「、第七条の二、第十一条」を「、第十一条」に、「第三十条第四項」を「第三十条第三項」に改め、「若しくは第九条第二項」と、「、特許法施行令」の下に「（昭和三十五年政令第十六号）」を加え、「第二項若しくは第三項」を削り、「、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第三十条第二項、第三十九条第三項前段」とあるのは「又は商標法施行規則第十八条第三項前段若しくは第二十条第二項」を「、第二十五条の七第五項、第二十五条の二第一項、第二十七条第一項、第二項、第三十八条の二第三項、第六十九条第三項前段若しくは第六十九条の二第三項」とあるのは「又は商標法施行規則第十八条第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第三十八条の二第三項、第六十九条第三項前段若しくは第六十九条の二第三項」とあるのは「又は商標法施行規則第十八条第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第三十八条の二第三項、第六十九条第三項前段若しくは第四項」とあるのは「又は商標法施行規則第十八条第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第三十八条の二第三項、第六十九条第三項前段若しくは第四項」とあるのは「又は商標法施行規則第十八条第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第三十八条の二第三項、第六十九条第三項前段若しくは第四項」を「、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第二十五条の七第五項、第二十七条第一項、第二項、第三十八条の二第三項、第六十九条第三項前段若しくは第四項」に、「、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第六十九条第三項前段若しくは第六十九条の二第三項」とあるのは「又は商標法施行規則第十八条第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第三十八条の二第三項、第六十九条第三項前段若しくは第四項」とあるのは「又は商標法施行規則第十八条第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第三十八条の二第三項、第六十九条第三項前段若しくは第四項」を「、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第二十五条の七第五項、第二十七条第一項、第二項、第三十八条の二第三項、第六十九条第三項前段若しくは第四項」に、「又は商標法施行規則第十八条第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第三十八条の二第三項、第六十九条第三項前段若しくは第四項」とあるのは「又は商標法施行規則第十八条第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第三十八条の二第三項、第六十九条第三項前段若しくは第四項」を「、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第二十五条の七第五項、第二十七条第一項、第二項、第三十八条の二第三項、第六十九条第三項前段若しくは第四項」に、「第三十一の九」に、「又は様式第六十五の二十五」を「、様式第六十五の二十五又は様式第七十の二」に、「第二十二条第八項」を「第二十二条第六項」に、「第四十三条の十四」を「第四十三条の十五」に改め、「第三項（同法第七十一条第三項」の下に「、同法第百三十四条の二第九項」を加え、同条第二項及び第三項を削り、同条中第四項を第二項とし、第五項を第三項とし、第六項を第四項とし、同条第七項中「第五十条の四」の下に「、第五十条の五、第五十条の六、第五十条の七」を加え、同項を同条第五項とし、同条第八項中「第四十八条」の下に「から第五十条の二まで、第五十条の三から第五十条の五まで、第五十条の六、第五十条の七」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第九項を第七項とし、第十項を第八項とし、第十一項を第九項とする。

様式第二の備考26、同様式の備考29、同様式の備考30及び同様式の備考33中「第22条第４項」を「第22条第２項」に改める。

様式第五の備考５中「第22条第10項」を「第22条第８項」に改める。

様式第八中備考２を備考３とし、備考１の次に次のように加える。

2　商標法第65条の３第３項の規定により防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をするときは、「【手数料の表示】」の欄の次に【その他】の欄を設けて、「商標法第65条の３第３項の規定による防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願」と記載する。

様式第八の次に次の１様式を加える。

様式第８の２（第２条、第10条及び第20条関係）

【書類名】　回復理由書
（【提出日】　平成　　年　　月　　日）
【あて先】　特許庁長官　　殿
【防護標章登録の登録番号】
【更新登録出願人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【回復の理由】
【提出物件の目録】
〔備考〕
1　商標法第21条第１項の規定により商標権の存続期間の更新登録の申請をするときは、「【防護標章登録の登録番号】」の欄を「【商標登録番号】」とし、「【更新登録出願人】」の欄を「【更新登録申請人】」とする。商標法附則第３条第３項の規定により書換登録の申請をするときは、「【防護標章登録の登録番号】」の欄を「【商標登録番号】」とし、「【更新登録出願人】」の欄を「【書換登録申請者】」とする。防護標章登録に基づく権利について、商標法附則第３条第３項の規定により書換登録の申請をするときは、「【更新登録出願人】」の欄を「【書換登録申請者】」とする。
2　第２条第11項の規定により、２以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【防護標章登録の登録番号】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該回復理由書の提出に係る防護標章登録の登録番号（防護標章登録の登録番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】
防護標章登録第○○○○○○○号、防護標章登録第○○○○○○○号、
防護標章登録第○○○○○○○号、防護標章登録第○○○○○○○号、

また、第10条第４項及び第20条第４項の規定により２以上の事件について回復理由書を提出するときも同様とする。この場合において、「防護標章登録第○○○○○○○号」とあるのは「商標登録第○○○○○○○号」とする。